

○災害援護資金「災害弔慰金の支給等に関する法律」

地震により住居や家財に損害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸し付けを行います。

【対象となる方】

世帯主が負傷又は住居（半壊又は全壊）、家財に被害を受けた方

【所得制限】

世帯人員	町民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円となる。	

【内容】

被災の状況等に応じて、下記のとおり内容が異なります。

貸付区分		貸付限度額
(1) 世帯主が負傷した場合 (治療に1ヶ月以上かかること)	(ア) 家財の損害が1/3以上、及び住居の損害がない場合	150万円
	(イ) 家財の損害があり、住居の損害がない場合	250万円
	(ウ) 住居が半壊した場合※	270万円
	(エ) 住居が全壊した場合	350万円
(2) 世帯主が負傷しなかった場合 (治療に1ヶ月かからない場合も含む)	(ア) 家財の損害があり、住居の損害がない場合	150万円
	(イ) 住居が半壊した場合	170万円
	(ウ) 住居が全壊した場合(エの場合を除く)※	250万円
	(エ) 住居の全体が滅失等	350万円

※被災住居を建て直す際に、残存部分を取り崩さざるをえない等特別の事情がある場合は引き上げられます。

【貸付条件】

利率：年3%（据置期間中は無利子）

償還期間：10年（据置期間含む）

据置期間：3年

【問い合わせ先】

福祉課 0964-47-1116（直通）